

施設（園） の 概 要

本調査票の記入日： 令和 7 年 7 月 3 日

設置・運営主体	那覇市		
設置主体	那覇市		
経営主体	那覇市こどもみらい部こども教育保育課		
施設（園）名	那覇市立那覇こども園	種別	幼保連携型認定こども園
所在地	〒 900-0013 住所 那覇市前島 1-1-7		
電 話	098-861-0622	F A X	098-861-0622
Email	E-G-YOU136@city.naha.lg.jp	U R L	www.city.naha.okinawa.jp/nahatop
施設長氏名	伊藝 しのぶ		
調査対応担当者	伊藝 しのぶ （所属、職名： 園長 ）		
利用定員	75 名	開設年	平成 31 年 4 月 1 日
開園時間	7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 （延長保育18:31~19:30）		

【職員の状況に関する事項】

① 職員体制（専門職については、追加・修正して入力して下さい）

	園長	副園長	教頭	主幹 保育教諭	保育教諭	保育士	調理員
常勤	1 名	名	1 名	名	8 名	名	名
非常勤	名	名	名	名	1 名	名	名
	栄養士	看護師	保健師	嘱託医	用務員	事務職員	特別支援教育 ヘルパー
常勤	名	名	名	名	1 名	名	2 名
非常勤	名	名	名	名	0 名	名	1 名

常勤職員数 13 名

非常勤職員数 2 名 （常勤換算 0.96 名）

（注）常勤換算計算式 非常勤職員：それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数÷当該保育所の常勤職員が勤務すべき時間数。栄養士・調理員：調理業務を委託している場合には「委託」と記載。

非常勤職員数		2 人	（常勤換算	0.96	人）
うち	保育教諭・保育士	（	1	） 人	（常勤換算 0.45 人）
	保健師・看護師	（		） 人	（常勤換算 人）
	栄養士・調理員	（		） 人	（常勤換算 人）
	その他（ 特別支援教育ヘルパー）		1 人	（常勤換算	0.51 人）

昨年度退職 今年度採用	退職	常勤：	1 名	非常勤：	1 名
	採用	常勤：	0 名	非常勤：	1 名
常勤職員（うち保育教諭・保育士・保健師・看護師）の平均年齢		38.3 歳 （ 34.0 歳）			

② 前年度職員の研修実施・派遣状況 参加人数：延べ 2名

研修名称：主催者等
 幼稚園・幼保連携型認定こども園法定研修（2年目研修）：沖縄県教育委員会
 保育実践充実推進のための中央セミナー：こども家庭庁文部科学省

③ 期待する職員像（職員に求めている人材像や役割）

- ・ 自覚と誇りをもち、情熱をもちながら共に学ぶ楽しさを実感させられる保育教諭
- ・ 園児、保護者、地域から信頼される保育教諭
- ・ 心身共に健康で、命の大切さを伝えられる人間性豊かな保育教諭
- ・ 園児と共に夢を語れる保育教諭

【教育・保育の内容に関する事項】

① 理念・基本方針

1. 教育・保育理念
 「知(ち) 心(こ) 体(たい) 夢(む)」
 ～こどもをまんやかに 健やかな成長を支え その子らしさを育む～
 ○本園は、こどもの視点に立ち「こどもの最善の利益」を第一に考え、次世代を担うこどもが心豊かに、しなやかに、たくましく「生きる力」を身につけることができるような教育保育を提供します。
 ○本園は、こどもの最善の利益を考慮し、園児が安心・安全に通える園、保護者が安心して預けられる園をめざし、家庭や地域との協力・連携を推進します。
 ○全職員がこどものために教育保育の質の向上をめざし、積極的に研修会に参加する等、自己研鑽に努めます。

2. 教育及び保育方針
 ○教育及び保育目標達成に向け、教育及び保育目標の具現化を図り、全職員で共通理解し協力し合う園運営に努める。
 ○教育及び保育効果を高める環境づくりや施設整備の充実に努める。
 ○研修や実践研究に積極的に取り組み、保育教諭としての専門性を高める。
 ○保護者や地域、幼児教育施設、小学校との連携をつなぐ園体制を構築する。

3. 教育及び保育目標
 「かしこく ゆたかに たくましく 大きな夢をもつ 那覇っ子の育成」

② 実施している事業

事業名	実施の有無	利用料
乳児保育 (ヶ月から)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円／
延長保育	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	200/2,500 円／ 1時間/月
休日保育	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円／
障害児保育	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円／
一時保育	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	650 円／ 8:15~14:00 450 円／ 14:00~18:30
放課後児童健全育成事業	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円／
地域子育て支援センター	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円／
アレルギー等対応給食	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円／
その他（事業名：)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円／

(注) 実施の有無についてチェックマークを付し、月額保育料以外に利用料が必要な場合は利用料を記載する。
 自主事業も含む。

【定員及び現在の利用者の状況】

	定員	利用児童数	クラス数	1クラスあたり平均児童数	1クラスあたり平均保育教諭・保育士数
4歳児	25	25	1	25	2
5歳児	50	45	2	22.5	2
計	75	70	3	—	—

(注) 1クラスあたり平均児童数は2クラス以上ある場合に記載。非常勤保育教諭等については常勤換算で計算。障害児保育等については、空欄にクラス名を記入して記載して下さい。

【施設の状況】

(1) 建物面積 (認定こども園分)	305.5 m ²	
	児童1人あたり	4.1 m ² (計算式: 建物延べ床面積合計÷定員)
(2) 園庭面積	240.9 m ²	
	児童1人あたり	3.2 m ² (計算式: 園庭面積合計÷定員)
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1 はい <input type="checkbox"/> 2 いいえ
(4) 建築(含大改築)年	昭和	32年

教育・保育スペースの状況(保育室以外の教育・保育ができるスペース)

遊戯室

【苦情対応】

窓口設置 あり なし
 第三者委員の設置 あり なし

【サービスの提供内容に関する特色】

① 健康管理

保護者との密接な連携を基本に、園医や園薬剤師、保健師等の関係者とも連携を図りながら、園児の日常の健康管理や健康維持及び増進に留意している。また、園舎に隣接した広い園庭があり、戸外遊びの時間を大切にしている。様々な遊びの中で、園児が興味や関心、能力に応じて活動に主体的に取り組み、体を十分に動かす心地よさを体験できるような環境構成や援助の工夫を行っている。

② 食事

那覇西給食センターからの搬入により、安心・安全な給食及びおやつが提供されている。(アレルギー対応食の提供有) 月末には、栄養士から送られてきた翌月の献立表や食育だよりを保護者へ配信している。また、iPadで給食の写真を掲示している為、毎日の食事メニューを確認することができる。内容としては、季節に応じた野菜や果物、行事食、県産品等が取り入れられた豊富な内容になっている。

③ 地域との交流

地域の前島塩神保存会が主催する「ヒーマーチー(9月)」「新春祝賀会(1月)」に園長・教頭が参加し、地域の方と共に安全祈願等を行い交流を図っている。また、「那覇小学校区まちづくり協議会」に参加し、地域の関係機関との情報交換を行っている。11月には小学校PTA行事である『なはっ子祭り』に園児が参加し、祭りを楽しんだ。

④ 施設の公開・見学

施設の公開・見学については随時受け付けている。その際、事前に日程を調整し、園長または教頭が園内を案内し、要覧等を配布し園の概要を説明するようにしている。8月には、那覇市の保育施設や、隣接する小学校にご案内をし、公開保育及び協議会を行った。

⑤ ボランティアの受入

・前年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）（ 18 ）名

保護者へは、月2回程度の読み聞かせや水遊び時の監視等のボランティアをお願いした。また、隣接する小学校職員による絵本の読み聞かせや、園歌の作曲者と一緒に園歌を歌い楽しむ等外部の方にもご協力をいただいた。

⑥ 実習生の受け入れ

・前年度における実習生の受け入れ数（実数）（ 4 ）名

実習オリエンテーションを実施し、対象の学生に教育実習を受けるための心構えや業務内容を伝えている。実習期間中は、保育教諭になることに期待できるようにしながら、保育実践はもとより業務に必要な守秘義務や安全管理についてもできるだけわかりやすく説明し、充実した実習になるようにしている。

【事業所の特色など】

（受審に際して評価調査者にアピールしたいこと）

本園は、平成31年に那覇幼稚園から那覇こども園に移行し、7年目となった。こども園に移行したことで、提供する保育内容が充実し、多様な生活形態を有する保護者が安心して働けるようになった。

本園は那覇小学校に併設された利点をいかし、日常的に小学校との連携を行っている。また、本園は小学校と同じ基本理念である「知・心・体・夢（ちこたいむ）」を柱としている。教育保育目標である「かしこく ゆたかに たくましく 大きな夢をもつ 那覇っ子の育成」は、こども園から小学校6年間にかけて達成する長期目標となっており、幼児教育の充実と小学校教育へ育ちや学びをつなぐことを目指して取り組んでいる。これまでに、遊びを通じた学びの教育的意義や効果、主体的に活動する園児の姿を共有することを目的に小学校・幼児教育施設、学童と合同研修を行った。

園庭は、都会の中にもありながらも自然豊かな環境で、様々な種類のチョウチョやセミ、ダンゴムシ、バッタが見られ、園児が夢中になって捕まえたり育てたりする姿が見られる。また、アセロラ、バナナ、カキ、ビワ、シーカーサー、桑の実等、実のなる木が豊富にあり、収穫して食べたり、遊びに使ったりすることもできる。四季折々の自然に触れる環境を整え、季節の草花や虫と触れ合う体験の中で好奇心、探求心を育てている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和7年8月19日～20日
	評価結果確定日	令和7年12月10日
受審回数	1回目	
前回の受審年度	（ 令和 年度 ）	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1 子どもの権利擁護に対する取組がされている。

子どもの権利擁護に対する取組は、権利擁護マニュアルが作成され、年2回「人権擁護セルフチェックシート」で振り返りを行っている。不適切な関わりの防止の研修を行い、園児との関わりについて職員会議などで不適切な関わりになっていないか確認している。一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。園児に対する不適切な養育の早期発見に取り組んでいる。【項目：46、49、66】

2 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境の整備し、一人ひとりの園児を受容し、園児が主体的に活動に取り組めるような教育・保育を行っている。園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備や援助を行い、障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。園児の在園時間を考慮した環境も整備され、小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、園児、保護者が就学に向けて身とせるような関わりをしている。

【項目：48、49、50、51、54、55、56、57】

3 理念、基本方針が確立・周知され、事業計画の策定では中・長期的なビジョンと計画が明確にされ、中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

理念、基本方針が明文化され周知が図られている。経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。

【項目：1、3、4、5、6、7、8、9】

4 福祉サービスの質の確保については、提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

教育実習生受入れマニュアルやボランティア受入れマニュアル、虐待発見時の対応マニュアル等多数のマニュアルが整備され、安全計画や各種指導計画・行事計画等の教育保育計画が作成されている。インターンシップオリエンテーションでは男女共通の「さん」敬称や「ふわふわ言葉」を使用することが明記されている。週案会議や職員会議で標準的な実施方法の周知・確認を行い、各種マニュアルや教育保育計画を各クラスに設置している。週案会議や毎月の職員会議、2月の教育課程編成会議で振り返りや課題等について確認している。水遊びの実施については、安全計画に基づき、週案会議で熱中症対策を検討し、園庭での実施を体育館の影の空間を活用し実施している。教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供され、標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成し、定期的に評価・見直しを行っている。記録の管理について規程が定められ、教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、管理も行われている。

【項目：40、41、42、43、44、45】

◇改善を求められる点

1 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握や、分析が望まれる。

園長は、こども園園長連絡会や那覇小学校まちづくり協議会に参加し、那覇市子ども・子育て支援事業計画(第3期)により令和2年度より地域の園児数は減少し、那覇こども園の入園児童数が維持されていることの把握や那覇小学校や地域の学童クラブと情報交換を行い、地域の祭事に参加し、民生委員や学校評議員から不審者の情報や、地域の社会資源や災害時の対応について共有するなど情報を得ている。

定期的に、那覇市の社会福祉事業全体について具体的に把握するとともに、施設の利用児の推移や利用率等の集計・分析が望まれる。

【項目:2】

2 地域の福祉向上のための取り組みや地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が望まれる。

園長はまちづくり協議会に参加し、民生委員等からの情報により、地域に子育て支援のニーズがあることを把握し、子育て応援Dayや那覇市の「誰でも通園制度」、一時預かり等の情報を提供している。園長と教頭は小学校の会議や保こ小連絡協議会に定期的に参加しニーズ把握に努めている。園庭解放や子育て応援Dayに取り組んでいる。

地域の子育て支援の取組について地域への積極的な情報発信、及び地域住民に対する相談事業などを通じた福祉ニーズ等を把握するための取組の実施が望まれる。地域の把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施することが望まれる。

【項目:26、27】

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

専門的・客観的な視点で園経営等について丁寧に評価をしていただき心から感謝申し上げます。

今回、初めて第三者評価を受審し、各種マニュアルの整備や教育及び保育内容の振り返り、業務の再確認と職員間の意識の統一を図る重要な機会となりました。その中で、継続して取り組みを充実させていく事項や、改善が望まれる事項についてのご指摘やアドバイスにより職員とともに多くの事を学ばせていただきました。

結果を受け、ご助言いただいたことを踏まえ、園の理念に沿って、多くの子ども達や保護者の皆様、そして職員を幸せにできる、より良い園を目指し、園経営等に取り組んで参りたいと思います。

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○ 2	理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
	○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○ 7	(認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
コメント	<p>■取組状況 基本理念や基本方針は、各種資料に記載されている。理念は「知心体夢～こどもをまんなかに 健やかな成長を支え その子らしさを育む～」であり、知育、徳育、体育、夢を掲げ、こども園の目指す方向を示している。基本方針は6つあり、理念達成に向けた目標具現化を図り、全職員で共通理解し協力し合う園運営に努めている。理念との整合性を確保し、職員の行動規範となっている。理念と基本方針は教育・保育計画に記載し、園内研修で職員に周知している。「重要事項説明書」や「入園のしおり」を活用し、入園説明会などで保護者に説明している。</p> <p>■改善課題 全体的な計画、教育・保育計画、要覧、入園のしおり等の各種文書間における記載内容の整合性を再度確認し、統一的な理解が図れるようにする必要がある。</p>	

項 目		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○ 2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント	<p>■取組状況 園長は、こども園園長連絡会や那覇小学校まちづくり協議会に参加し、那覇市子ども・子育て支援事業計画(第3期)により令和2年度より地域の園児数は減少しているが、那覇こども園の入園児童数が維持されていることを把握している。園長は那覇小学校や地域の学童クラブと情報交換を行い、地域の祭事に参加し、民生委員や学校評議員から不審者の情報や、地域の社会資源や災害時の対応について共有するなど情報を得ている。園舎が老朽化のため対応が必要になっている。</p> <p>■改善課題 那覇市の社会福祉事業全体について具体的に把握するとともに、施設の利用児の推移や利用率等の集計・分析が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>■取組状況 園長は、①担任保育教諭やフリー職員の欠員の把握、職員の質の向上に向けての研修時間の確保②トイレや教室のコルク床の施設修繕③地域の子育て支援を課題として明らかにしている。担任保育教諭やフリー職員の欠員、トイレや教室のコルク床の修繕の課題は、主管課に報告して共有している。人材の育成のために研修時間の確保や工夫、子育て支援については職員と共有し、解決策を検討している。中・長期計画を作成して今年度から5か年間の計画に具体的に「人材確保、施設修繕、子育て支援について」の内容が明記されている。地域の子育て支援は子育て支援センターの出前支援の年間利用が少なかったことから今年度から取りやめたことによる、新たな子育て支援を検討し、自園の応援Dayに参加してもらうための方策を検討している。</p>	
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	○	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 中・長期計画は、園の理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、令和7～11年度までの5か年計画が策定されている。具体的な年度計画として①人材の育成と確保②設備の修繕③子育て支援の充実の取組が示されている。予算が記載された中・長期計画は、職員会議で職員に周知している。</p> <p>■改善課題 今年度策定された中・長期計画の問題点の解決・改善に向けた具体的な内容が実施状況の評価を行うことを期待したい。</p>	

項 目			評価結果
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>■取組状況 単年度の事業計画に、中・長期計画の内容として、人材の育成と確保、設備の修繕、子育て支援の充実の取組が示されている。人材の育成と確保は、週案会議や園内研修のあり方を検討し、施設備品については安全点検より修繕箇所を把握し、子育て支援として毎日、14時までにはクラスのドキュメンテーションを掲示するなど具体的に取り組んでいる。単年度の計画は、概要や学校評価、園経営、園運営、教育課程、各種指導計画、学力向上推進、園内研修、行事実施計画、子育て支援で作成され、年間事業予定表に職員の会議や研修等も記載されている。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況 単年度の事業計画は、教育・保育計画(学校評価計画、安全計画、保健計画など)編成会議に職員が参画し、評価・作成している。計画の冊子は担任に配布し、フリー保育教諭等には事務室に設置して周知している。実施状況は毎月の職員会議で進捗を確認し、行事や安全計画などはその都度反省・評価している。計画の評価・見直し手順が明記された「手順書」を作成している。教育・保育計画の見直しは各担当で検討し、2月上旬までに各担当が案を作成する。編成会議で評価・協議し決定後、3月下旬に担任へ配布し、4月の園内研修で読み合わせを行っている。</p> <p>■改善課題 園全体の方向性を共有するため、担任以外の職員への計画書配布が期待される。</p>	

項 目			評価結果
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>入園説明会や入園式で、園長が今年度の取組について説明し、「年間事業予定表」には各種会議や職員の研修等も記載され、保護者に配布して説明している。外国籍など、配慮が必要な保護者に対しては、個別に分かり易く確認しながら説明している。日ごろの子どもたちの様子は各クラスで「コミュニケーション」を作成し、玄関先に掲示している。園だよりには教育目標や指導のねらい、月の計画等を記載して配信システムを活用して保護者に配信している。</p>	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○	2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>学校評価(教職員による自己評価、学校関係者評価、保護者アンケート)は、毎年、実施されている。職員の自己評価と保護者アンケートの集計、分析・考察は、学校評価実施計画に沿って園長と教頭で実施し、結果は職員会議で検討している。改善策を文書化して、学校評議員会に報告し、職員や保護者に周知している。学力向上推進計画の評価結果より 実践の振り返りを行い、分析・検討している。評価結果について、園長と教頭を中心に体制を整備し、組織的にPDCAサイクルにもとづいた教育・保育の質の向上に取組、毎年自己評価を実施し、今回、初めて第三者評価を受審している。本調査において、着眼点3自己評価実施について全職員(パート含む)は100%の「はい」と回答している。</p>	

項 目			評価結果
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○	2	職員間で課題の共有化が図られている。
	○	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	○	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>学校評価では、職員自己評価と保護者アンケートを基に課題を明確化し、改善方針と改善策を文書化して職員会議で共有している。学校評価と学力向上推進の評価結果を今年度の計画に反映させ、基本的な生活習慣の援助や家庭連携、インクルーシブ教育、情報発信と共通理解など7項目を課題とし、教育保育計画で改善計画を策定している。学力向上推進では、園内研修充実のため、職員間の保育参観やドキュメンテーション実施、幼児理解深化、保護者への発信を明記し取り組んでいる。着眼点2、課題の共有化や着眼点3職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定するしきりは92.9%の職員が「はい」と回答している。</p>		

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○	2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○	4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園長は認定こども園の経営・管理に関して、「園経営方針」を明示し、年度初めの職員会議で取組内容を説明している。園だよりを毎月発行し、自身の役割と責任を表明している。園務分掌の方針と園務分掌表を作成し、業務内容を全職員に周知している。職員室の園務分掌には「園長不在時は教頭が担当」と明記され、対応順序が掲示されている。自衛消防隊の組織表では、園長が隊長、教頭が副隊長であることを明確にし、年度初めの会議で、職員に周知している。職員室には自衛消防隊の組織表に園長不在時には教頭、教頭も不在の場合は研究主任に権限委任をすることが明記されている。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>法令遵守のため、那覇市の契約規則に基づき指定事業者との取引を行い、利害関係者との適正な関係を保持している。消耗品は環境に配慮して購入している。那覇市職員服務規程には各種ハラスメントの禁止が明記されている。園長は連絡会や研修に参加し、法令遵守の観点から適正な園運営に努めている。市の条例等は掲示し、国からの文書はパソコンで確認できるようにしている。熱中症ガイドラインの暑さ指数28について職員に周知徹底し、実行している。不適切なかかわり防止や個人情報保護等に関する研修受講後は、報告書を作成し全職員に周知している。園長は不適切な言葉遣いについて随時指導している。子の看護休暇取得実績があり、時間外労働をなくすよう呼びかけを行い、会計年度職員の年休等は100%取得している。</p>	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の質向上について、園長を中心に教育・保育計画の見直しや、学校評価の自己評価と保護者アンケートを毎年実施している。結果を集計・分析し課題を把握し、改善方針・改善策を文書化して毎年見直している。職員会議ではレジュメを作成し、話し合いや振り返りを円滑に行えるよう工夫している。園長は年度初めに保育理念等を共有し、週案会議で職員の意見を受け止め、園児や職員の意欲を引き出す取り組みにつなげている。職員からの提案を受け、負担を考慮しドキュメンテーション作成に取り組んでいる。年間を通して課題研究に取り組み、園内研修では、苦情対応、不適切保育・児童虐待防止、事故防止・発生時の対応について実施している。</p>	
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント		<p>■取組状況 組織の理念・基本方針実現に向け労務分析を行い、12時間開所や週休代替、特別支援教育ヘルパー、園務補助員を配置し、業務の実効性向上に取り組んでいる。担任2人制、休替代替保育教諭の配置など、働きやすい環境を整備している。会計年度職員には賞与や退職金制度がある。保護者への対応として、登降園管理や緊急連絡、各種だよりの配信、要録や指導計画のシステム化を図り、事務作業を軽減している。職員会議では意見交換を通して意識形成と意欲向上を図っている。週案会議・職員会議では、各クラスのねらいに沿って話し合い、園児に負担のない行事計画を企画し、共通理解に取り組んでいる。園長も積極的に保育・行事に参画しており、職員の自己評価で着眼点2は100%が肯定的に回答している。</p> <p>■改善課題 クラス担任1名の欠員について、早期の補充を期待する。</p>	

項 目			評価結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント		<p>■取組状況 人員体制は、那覇市の人事規程と人材育成基本方針に基づいている。専門職採用試験で人材を確保している。会計年度任用職員として、週休・年休代替のフリー保育教諭、特別支援教育ヘルパー、園務補助員を配置し、必要な人材を確保している。市は担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭を配置している。会計年度任用職員の採用はハローワークや市の広報誌を活用し、欠員時は知人への呼びかけも行っている。市として保育士確保事業に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 担任2人制の1クラスの欠員について、早急な補充が望まれる。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	○	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。
コメント		<p>■取組状況 総合的な人事管理として、理念・基本方針に基づき「めざす職員像」を明示している。職員採用是那覇市の採用試験で公募選考され、昇進・昇格は所属長推薦を条件とするなど、人事基準が明確になっている。那覇市の人事評価制度により、園長と教頭が面談し、職員の自己評価と目標達成状況を評価している。労働基準法改正に基づき、会計年度任用職員のキャリアアップが図られ、36協定が締結されている。</p> <p>公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	○	2 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	○	3 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	○	4 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
	○	5 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	○	6 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	○	7 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	○	8 人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>労務管理責任者は園長で、出退勤は静脈認証で行っている。有給休暇の取得や時間外労働はシステムで管理され、園長・教頭が職員の就業状況を把握している。ストレスチェックや市の保健師・厚生係による相談体制があり、園長・教頭も相談に応じている。公立学校共済組合等の退職金制度や、年1回の健康診断、人間ドック・インフルエンザ予防接種への補助がある。ワーク・ライフ・バランスへの配慮として、産休・育休明けの短時間勤務や子の看護休暇取得が可能である。園長はシフト調整を行い、年次有給休暇の100%取得に配慮している。国の制度改革により、非正規職員に会計年度任用制度が導入され、月給制、賞与・時間外手当支給、公立学校共済組合への加入が認められている。公立については、着眼点7は対象外とする。</p>		

項 目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント		<p>■取組状況 「期待する職員像」は、「目指す保育教諭像」として要覧と教育保育計画に記載され、年度初めの職務会で職員に周知されている。職員の目標管理のため、市の人事評価制度を活用し、保育教諭は毎年自己評価を実施している。職務会で人事評価制度の説明を受け、職員は今年度の目標を設定し申告している。目標達成状況は、年度途中の教頭による一次評価面談と、年度末の園長による二次評価面談で評価し、目標の見直しを行っている。</p> <p>■改善課題 人事課の自己評価様式の自由記載項目へ、職員一人ひとりの目標設定については、「期待する職員像」と関連できる内容の記載を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
	○	2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 園内研修年間計画に「めざす職員像」と「研修の方針」を明示している。「那覇市保育者育成指標」に基づき、6つのキャリアステージと求められる資質・能力を職員に周知している。市は保育士と幼稚園教諭の免許取得者を職員採用基準としている。研修計画に沿って専門技術を高める研修を実施し、市や県策定の初任者研修計画に基づく園内・園外研修を行っている。特別な支援を要する園児への支援の研修や職種別等の園外研修を受講し、園内研修で職員は共有している。園内研究は中間報告と年末の研修報告書で周知している。研修計画は2月の教育保育計画編成会議で前年度の評価・反省のもと見直ししている。</p> <p>■改善課題 研修計画と「那覇市保育者育成指標」に基づいた研修計画の作成が期待される。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
コメント		<p>■取組状況 職員の資格取得状況は、採用時の履歴書と資格証で把握している。新採用職員は沖縄県の初任者研修や2年目研修を受講し、園長も初任者研修講師として指導している。昨年度から先輩職員が相談に応じる「見守りシーサー」体制を整備し、OJTも実施している。園長や教頭、保育教諭、特別支援教育ヘルパー等は職種別研修を受講し、職員は市主催の階層別やテーマ別研修を受講している。外部研修情報は掲示や声かけて提供し、オンデマンド研修はシフト調整で受講を配慮している。前半期の園外研修受講者による伝達報告会を実施するなど、全職員が平等に研修を受けられるよう配慮している。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○	3	専門職種の特徴性に配慮したプログラムを用意している。
	○	4	指導者に対する研修を実施している。
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>「教育実習受け入れマニュアル」に、実習生の指導・遵守事項や受け入れ側の基本姿勢を明記している。受け入れ手順にはオリエンテーション、実習記録・指導案作成、各種会議・カンファレンスへの参加、園児・保護者への事前説明、守秘義務厳守について記載されている。園長が窓口となり、オリエンテーションで実習プログラムや守秘義務の同意書提出を指導している。プログラムは専門性に配慮した内容で構成されている。保護者には園だより等で周知し、園児には集会で紹介している。実習生担当のクラス担任には、園長がマニュアルに沿って指導し、園長と教頭はカンファレンスでアドバイスしている。実習期間中は養成校担当者の訪問を受け入れている。</p>	

項 目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>■取組状況 理念や教育保育の目標・内容はホームページで公開し、要覧や重要事項説明書、入園のしおりには基本方針も含めて記載している。苦情・相談の体制は沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱に寄せられた件数は公表している。第三者評価は今年度が初受審である。園長がまちづくり協議会に出席して地域の施設や関係者にこども園について説明し、近隣3カ所の学童クラブに要覧を配布してこども園の役割を明確にしている。</p> <p>■改善課題 電話等で寄せられた苦情・相談の内容や対応状況の公表、及び子育て応援Dayの地域への広報活動、ホームページへの基本方針の公開が望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○	3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		<p>■取組状況 園務分掌や契約規則等は那覇市の規定に基づいて運営され、教育保育計画には職務分掌や権限責任が記載され、全職員に配布して周知している。那覇市の特定教育・保育施設等指導監査は毎年実施されており、那覇市は中核市として外部監査も導入している。 公立のため着眼点3と4は対象外とする。</p>	

項 目			評価 結果
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	園児と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断 基準	a	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○	3 園児の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○	4 認定こども園や園児への理解を得るために、地域の人々と園児との交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○	5 個々の園児・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント	<p>■取組状況 地域との関わり方について、基本方針や各種計画に明記し、「園児、保護者、地域から信頼され、共に向き合うこども園」を目指している。那覇市子育て応援ガイド、相談窓口、地域子育て支援センター、学童クラブ等の社会資源や地域情報を掲示している。地域活動として「なはっ子まつり」へ職員が参加し、運動会やカレーパーティー等の園行事には近隣住民を招き交流している。今年度は学童クラブや小学校との交流会も実施している。まちづくり協議会や地域の祭事への職員参加、民生委員児童委員との情報交換も行っている。公民館や図書館等の地域の施設を園外活動で活用し、保護者にも利用を推奨している。</p>		

項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○	5	学校教育への協力をを行っている。
コメント	<p>■取組状況 「ボランティア受入れマニュアル」に基本姿勢や意義・目的を明記し、園と市で体制を整備している。学校教育への協力についての基本姿勢は「職場見学・体験・インターンシップ受入れマニュアル」に明記されている。両マニュアルには、受け入れ方法、オリエンテーション、事前説明、守秘義務の誓約書、報告書提出等が示されている。短期大学生の保育支援ボランティアや高校生インターンシップを受け入れている。受け入れに際し、マニュアルに基づき説明とオリエンテーションを実施し、誓約書と報告書を提出させている。保護者の読み聞かせボランティアは、活動後に記録簿に内容を記載している。</p> <p>■改善課題 学校に提出させているボランティア活動報告書(写)を園にも残すことに期待したい。</p>		

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の園児・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	○	5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、園児・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる園児への対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>■取組状況 子育て応援ガイド、相談窓口、地域子育て支援センター、学童クラブのチラシ、外部団体の子育て講演会のお知らせ等の社会資源情報を掲示し、那覇小学校区安全マップを職員間で共有している。小学校とは理念を共有し、合同避難訓練や1年生・5年生と園児の交流、小学校の会議に参加して連携している。学校評議員からの不審者情報等も共有している。学童クラブとの交流会を実施し、保育参観の要望が出ている。園長は保こ小連絡協議会やまちづくり協議会に出席している。気になる子については、市の子育て支援室や児童デイ、関係施設との会議で連携し、発達支援の巡回相談も活用している。家庭での不適切な養育(虐待)が疑われる園児については、要保護児童対策地域協議会や児童相談所と連携している。 着眼点5は、地域に適切な関係機関があるため対象外とする。</p>		

項 目			評価 結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断 基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○	2 (認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 (認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況 園長はまちづくり協議会に参加したり、民生委員等からの情報を得たりし、地域に子育て支援のニーズがあることを把握している。必要に応じて、子育て応援Dayや那覇市の「誰でも通園制度」、一時預かり等の情報を提供している。園長と教頭は小学校の会議や保こ小連絡協議会に定期的に参加している。地域住民との交流や小学校との連携を通してもニーズ把握に努めている。園庭解放や子育て応援Dayに取り組み、昨年度は子育て支援センターによる「出前支援」を実施し相談に応じている。</p> <p>■改善課題 昨年度の子育て支援センターによる「出前支援」は参加者が少なく、今年度の実施が見送りとなっている。地域の子育て支援の取組について地域への積極的な情報発信、及び地域住民に対する相談事業などを通じた福祉ニーズ等を把握するための取組の実施が望まれる。</p>		

項目		評価結果
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。
	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○ 3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	4	認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
	○ 5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 子育て応援Dayで地域の未就園児の親子に園庭を開放し、小学校PTA主催の「なはっ子祭り」に園児と職員が参加し、塩神保存会主催の祭事に職員が参加して地域の活性化やまちづくりに関わっている。園が河川に挟まれ、海拔2mで洪水浸水想定区域となっているため、地域の防災対策として、園が、近隣の学童クラブに協力を呼びかけ、小学校体育館へ垂直避難ができるようにしている。</p> <p>■改善課題 把握した地域の福祉ニーズに基づいて、地域の子どもの育成・支援等に関する具体的な事業・活動を計画に明示して取り組むことが望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準により評価をCとする。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	園児を尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 b
判断基準	a	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、園児を尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 2	園児を尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 3	園児を尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	園児の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	園児の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○ 6	(認定こども園)園児が互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○ 7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○ 8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 子どもを尊重した教育・保育のため、「倫理綱領」で最善の利益の尊重を明示し、理念で「こどもをまんなかに」を明記している。「権利擁護マニュアル」を策定し、子どもの権利条約の原則と権利の遵守、体罰・虐待の禁止とチェックリスト活用を明文化している。「園児のプライバシー保護に関するマニュアル」を作成し、「基本的生活習慣指導計画」に着替えの方法など体を大切にすることを指導している。「不適切な保育防止」「児童虐待防止」等の園内研修を実施している。職員は人権擁護のためのセルフチェックシートで年2回振り返りを行っている。園児が互いを尊重する心を育てるため、絵本や「ちくちく言葉」と「ふわふわ言葉」の見える化など、具体的な取り組みを行っている。性差への固定的な対応を避け、男女混合名簿を活用し名前を「○○さん」と呼んでいる。保護者アンケートでも職員の尊重した対応に感謝する声が多い。外国籍や支援を要する園児も受け入れており、保護者には重要事項説明書で特別支援教育・保育について説明している。</p> <p>■改善課題 「権利擁護マニュアル」の4つの権利については、それぞれの権利を保障するための具体的手順の作成、及び人権擁護のためのセルフチェックシートのさらなる活用が望まれる。子どもの人権や文化の違い、お互いを尊重する活動の様子等も保護者に示すとともに理解を図る取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
29	②	園児のプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○	2 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○	3 一人ひとりの園児にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、園児のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○	4 園児や保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況 園児のプライバシー保護のため、「倫理綱領」と「プライバシー保護に関するマニュアル」を作成している。「性暴力防止の視点から考える保育の専門性」研修で、職員の理解を図っている。プライベートゾーンに配慮し、絵本を活用して園児に分かりやすく説明し、着替え方やトイレ使用法を指導している。生活発表会では、トイレの出入りに配慮した舞台の向きにしている。着替え時はマニュアルに基づき、パーテーションやカーテンを使用し、外部から見えないよう配慮している。園児同士も互いに見ないように壁側を向いて着替える指導をしている。お漏らしの際は貸し出し用の着替えを用意している。トイレにはドアがあり、男児用小便器も導入している。保護者には、絵本等を活用して対応していることを伝えている。</p> <p>■改善課題 マニュアルには発育測定時や内科検診時、着替え時等の留意事項が記載されているが、プライバシー保護に関する取組の意義や必要性等も含め、各支援場面における具体的な手順の追記が望まれる。保護者へのプライバシー保護に関する取組の積極的な周知も望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断 基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○	2 認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○	3 認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○	4 見学等の希望に対応している。	
	○	5 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>■取組状況 理念や教育保育の目標や内容はホームページで公開している。理念や基本方針、教育保育の内容も記載した要覧は近隣3カ所の学童クラブに置いている。利用希望者への情報提供は、市の担当部署に必要書類を置いている。要覧には園舎の写真を組み入れ、イラストで園児の活動の様子を紹介している。利用希望者には要覧を配布して園長や教頭が個別に説明し、見学にも対応している。要覧の内容は年度の予定や日課表、めざすこども園像・園児像、職員構成や学級数等も記載して、毎年見直している。</p> <p>■改善課題 基本方針のホームページでの公開、及び教育・保育内容紹介資料の公開の充実に期待したい。</p>		

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始・終了時の留意事項は、重要事項説明書や入園のしおりに記載し、入園時に説明し書面で同意を得ている。入園のしおりに、運営方針や生活、準備品がイラストでわかりやすく説明されている。年間行事予定表では保護者参加行事を太字にして示している。利用時間の変更はマニュアルに沿って支援し、市が決定する。外国籍など特に配慮を要する保護者へは、職員室で個別に説明している。</p> <p>■改善課題 特に配慮を要する保護者の説明については明文化し、ルール化したうえで適正な説明、運用を図ることが望まれる。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
	○	3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>■取組状況 「教育・保育の継続性に配慮した手続きマニュアル」に、卒園や転出時の手順と引継ぎ文書が記載されている。卒園児の小学校には幼保連携型認定こども園児指導要録(写)を送付し、1年担任に申し送りを行っている。個別の支援計画等は保護者の同意を得て進学先に送付し、コーディネーターや校長、教頭等に申し送りを行っている。転出時は保護者に退園手続きを願ひし、園長は在園証明書を発行し、退園準備は担任が行っている。転出先からの文書依頼には保護者の同意を得て必要書類を送付している。退園後の相談等には、教頭が対応している。利用が終了した後の相談方法や担当者について説明した内容を文書にして渡している。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	①	利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。
判断基準	a	利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足把握のための仕組みが整備されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	(認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足把握をよう努めている。
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。
	○ 4	職員等が、利用者満足把握を目的で、保護者会等に出席している。
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>利用者満足向上のため、日々の保育で子どもの満足度を把握している。保護者には毎年、学校評価アンケートと行事後のアンケートを実施している。年2回の個人面談と年1回の保護者懇談会も満足度把握の機会としている。学校評価アンケートは集計・分析し、課題を整理して職務会議で検討し、改善方針と改善策を策定している。結果と改善点への回答を報告書として保護者に配布している。今年度は評価の低かった基本的な生活習慣の項目に対し、生活リズムカードにスマホ等の使用を追加し、年2回実施することに取り組んでいる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント		<p>■取組状況 苦情解決のため、受付担当者を園長、責任者をこども教育保育課長とし、第三者委員2名を選任して体制を整備し、重要事項説明書で保護者に説明している。適正化委員会のポスターも掲示している。毎年保護者アンケートを実施し、職員室前に「意見箱」を設置している。園長が確認し、投函件数は園だよりで公表している。苦情は保護者と話し合い、記録を保管している。苦情に対し、牛乳アレルギーの給食費は代替品で対応し、「活動の様子が見たい」との意見には毎日コミュニケーションを作成・掲示している。</p> <p>■改善課題 意見箱の件数は「0件」と園だよりで公表しているが、電話や登降園時に受けた相談や意見、苦情についても、申し出た保護者に配慮したうえで苦情・相談内容及び解決結果の公表が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>■取組状況 保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、重要事項説明書に要望・苦情対応窓口と第三者委員を記載し、相談相手を選べることや受付方法は面接・電話・文書など選べること、意見箱の設置も明記して保護者に配布している。職員室前に相談先として沖縄県福祉サービス適正化委員会や第三者委員の連絡先が記載されたポスターを掲示している。面談時は遊戯室または保育室でパーテーション等で仕切って落ち着いて相談できるよう配慮している。</p> <p>■改善課題 保護者が相談や意見を述べる相手として、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会を重要事項説明書に追記することに期待したい。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 職員は登降園時に保護者からの相談や意見の傾聴に努め、意見箱と保護者アンケートで意見を把握している。苦情対応研修を実施し、「相談、意見対応マニュアル」を整備して対応している。把握した相談・意見は園長・教頭に報告し、必要に応じて保護者も交えて話し合い、職員で対応策を検討・記録している。「子どもがズボン下げられた」という相談では、園児と話し合い、保護者も参加して検討し、後日絵本を活用した人権教育を実施している。園児からは互いを尊重する発言があった。配信システム情報について「紙で欲しい」という要望には、印刷して提供するなど柔軟に対応している。マニュアルは今年作成されたばかりで、見直しは今後行う。</p> <p>■改善課題 マニュアルへの苦情内容及び解決結果の公表についての追記、及び苦情・相談内容と対応についてはプライバシーに配慮して公表することが望まれる。意見箱の確認・開封は複数人で行うことについてもマニュアルに追記することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、園児の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、園児の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、園児の安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	園児の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園長を責任者とする事故発生時の園内救急体制を整備している。事故、災害、感染症、不審者等に関する14種類の危機管理マニュアルを作成し、職員に周知している。ヒヤリハットを付箋で情報共有し、事故予防に努めている。外部事例を収集し、誤嚥や抜け出し、置き去り等の改善策を職員会議で共有している。誤嚥防止のため七夕のゼリーをアイスに変更し、抜け出し防止対策や出欠確認の徹底を図っている。定期的に安全点検表に基づき、施設・遊具点検を実施している。令和6年度は園長が外部研修を受講し、職員会議で伝達研修を行い、全職員が救急法の動画研修を受講している。ヒヤリハットは月ごとに集計し検討会議で事故防止策を確認し、危機管理マニュアルは毎年見直している。</p>	

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における園児の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	○	6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○	7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。
	コメント	<p>■取組状況 感染症対応計画を作成し、フローチャートで園長を責任者とする管理体制を明記している。予防・発生時マニュアルを作成し、日本小児学会の解説と共に全クラスに設置して職員に周知している。園長は行政情報を共有し、流行状況を把握した。手洗い、換気、アルコール使用で予防に努めている。発生時はガイドラインに沿って対応し、玄関での状況掲示や保護者への迅速な情報提供を実施。家庭での体調管理への注意喚起も行っている。マニュアルは毎年2月の教育課程編成会議で見直している。</p>	
39	③	災害時における園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
	○	2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	園児、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
	コメント	<p>■取組状況 令和7年4月に業務継続計画を策定し、園長を責任者とした災害対応体制を整備した。海拔2mの川沿い(洪水浸水想定区域)に立地するため、大雨時は水位情報に留意するなどの危機管理を実施している。園舎は耐震強化済みである。園長は防災教室を機に、計画の避難場所への移動困難性を認識し、津波警報発令時は小学校屋上への避難に切り替えており、指導監査で適切な対応と評価されている。連絡体制として、保護者連絡は「うえぶさくら」、園児の引き渡しは保護者引き渡しカード、職員安否確認は市のシステムを利用している。アレルギー対応含む3日分の食糧品を備蓄し、教頭が管理している。毎月の避難訓練に加え、年2回の小学校との合同訓練を実施。後期には告知無しの訓練も計画している。本調査では、園の防災意識の高さや避難経路の説明について、保護者から安心の声が寄せられた。</p> <p>■改善課題 備蓄は食糧品のみとなっているため、今後、業務継続計画に基づきトイレ等の衛生用品、緊急電源等の確保に期待したい。業務継続計画について今年1回の訓練と研修に期待したい。</p>	

項 目			評価結果
III-2 福祉サービスの質の確保			
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、園児の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント		<p>■取組状況 教育実習生、ボランティア、虐待対応、権利擁護等の多数のマニュアルを整備し、各種指導計画・行事計画を作成した。インターンシップでは「さん」敬称や「ふわふわ言葉」の使用を明記している。週案会議や職員会議で実施方法を周知・確認し、マニュアルや計画を簿冊整備し各クラスに設置している。水遊びは安全計画に基づき、体育館の影を活用するなど熱中症対策を検討して実施した。会議で振り返りや課題確認を行い、計画の整備に努めている。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント		<p>■取組状況 指導計画作成・見直しの手引きを整備し、全体計画から週案・月案までの検証時期・方法を定めている。週案・月案は定例会議で、マニュアルは年度末の教育課程編成会議で見直しを実施している。戸外遊びについては、熱中症の指数で保育のあり方を変更せざるを得ないことがマニュアルに反映されている。気づいた職員がいつでも記入できるよう、見直し専用の教育保育計画の簿冊を事務所に準備している。</p> <p>■改善課題 マニュアルについては、見直しの過程がわかるように制定年月日や改定年月日の記載、及び権利擁護や各種マニュアルの主旨を踏まえ、こども園の実態に合わせてさらなる検証・見直しに期待したい。</p>	

項目		評価結果
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	指導計画作成の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	(認定こども園)全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	○ 5	(認定こども園)園児と保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	○ 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 7	(認定こども園)指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	○ 9	(認定こども園)指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>「指導計画作成・見直しの手引き」を整備し、園長を計画作成責任者と定めている。「アセスメント方法」に基づき、面接や児童票等で子どもの生活状況や課題を把握し、会議で共有している。入園後も面談や日々の会話から課題や保護者要望の把握に努めている。特別支援教育経営方針に基づき、配慮を要する子どもについては療育関係者とモニタリング会議を実施し合議している。全体的な計画に沿って年間計画や週案・月案等が策定されている。発達が気になる子どもについては、那覇市子ども発達支援センターの巡回指導や園内支援会議を経て個別指導計画を作成し保護者の同意を得ている。指導計画は「手引き」で定めた仕組みにより振り返り・評価され、個別指導計画は毎月の支援会議で評価されている。支援困難ケースは市の支援機関に繋いでいる。指導計画には幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	○	3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、園児・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○	5	(認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント		<p>■取組状況 定期的な指導計画の評価・見直しは、「指導計画作成・見直しの手引き」等に沿って実施している。毎年2月の職員会議(教育課程編成会議)で年間の振り返りと次年度計画を作成している。月案や週案は、クラス担任が立案し、毎週木曜日の園長、教頭、担任が参加する週案会議で検討・確認し作成されている。週の指導計画は「うえぶさくら」で情報共有している。緊急時の計画変更として、戸外活動において「雨天時は室内活動に変更」等が計画書に明記され、熱中症指数28以上時は園庭から半戸影や室内活動に変更している。週案等の備考欄には、ねらいへの達成状況や課題を記載し、次週の指導に反映させている。</p> <p>■改善課題 「指導計画の作成・見直しの手引き」に、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みについての追記に期待したい。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	①	園児に関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。
判断基準	a	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	園児の発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○ 4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○ 6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>■取組状況 指導計画や保育日誌等の作成にシステムを活用し、園児の発達・生活状況を主管課統一様式(児童票、指導要録等)で記載している。特別支援児については、個別の支援計画を作成し、支援状況をヘルパー日誌に記録の上、担任、教頭、園長で情報共有している。申し送り事項はノートに記録し、個別面談記録はクラス独自の様式で作成するが、記録の差異を防ぐため週案会議で園長や教頭が助言している。研修報告や市からの情報は職員会議や回覧で周知し、保護者からの相談や要望は担任が記録し共有しており、パソコンネットワークも活用している。</p> <p>■改善課題 年2回実施される保護者面談記録については各クラスで違う様式で作成されているが、子どもたちの育ちや保護者の要望等について職員間の情報共有を適切に行うため、統一した様式にすることに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
45	②	園児に関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	園児に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	園児に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	園児に関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、園児の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>園児の記録管理体制は、「個人情報保護に関するマニュアル」や「那覇市個人情報保護条例及び那覇市文書取扱規程」、「那覇市情報セキュリティポリシー」に基づき整備されている。記録管理の責任者は園長であり、個人情報の不適切な利用や漏洩対策として、公簿やUSB等の持ち出しを禁止し、鍵付きキャビネットで保管している。書類の廃棄はシュレッダーを用いる。令和7年1月と2月に全職員が個人情報取り扱いに関する動画研修を受講した。職員は「持ち出さない、置きっぱなしにしない」ことを確認し、日々の記録はイニシャル使用でプライバシーに配慮している。保護者には、重要事項説明書で取り扱いを説明し、「個人情報利用の同意書」を徴収している。</p>		

項 目			評価 結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
判断 基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント		<p>■取組状況 権利擁護と虐待防止のマニュアルを整備し、会議や研修で職員の理解を図っている。園児は「さん」付けで統一呼称し、場面に応じた声かけを実施している。個人情報保護マニュアルでは、他児との比較や人格を傷つける発言を禁止し、職員は週案会議や職員会議で声かけや接し方を振り返っている。年2回のセルフチェックで、職員は自身の言動を振り返り、改善を図っている。毎朝の受け入れ時や日頃から保護者とのコミュニケーションを通じて園児の様子や家庭の異変を把握するよう努めている。気付いたことは日誌等で情報共有し、権利侵害の恐れがある場合は園長・教頭に相談し、防止と早期発見に取り組んでいる。児童虐待、不適切な保育、体罰禁止の研修も実施している。</p>	

項 目			評価結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	①	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。
	判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
		b	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。
		c	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○	1 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の園児に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
		○	2 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
		○	3 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
		○	4 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、園児の発達過程、園児と家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
		○	5 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
		○	6 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
	コメント	<p>■取組状況 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、教育及び保育方針や目標、園児像、こども園像が位置づけられている。計画の作成では、「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づき、養護と教育の各領域、発達過程、連携、安全管理、特別支援教育、学校評価、職員の資質向上などの多岐にわたる事項を考慮している。園長が案を作成し、2月の教育課程編成会議で合議の上策定している。この計画は、年2回の学校評価(保護者意見、自己評価)や各指導計画の反省・評価、行事アンケート等で定期的に評価を行い、次年度の作成に反映している。</p> <p>■改善課題 全体的な計画の子育て支援に地域の子育て相談を追記することに期待したい。全体的な計画を掲示板に掲示して保護者に周知し、学級開きやクラス懇談等を通してわかりやすく説明することに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着視点	○	1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
	○	2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
	○	3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
	○	4	一人ひとりの園児が、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
	○	5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
	○	6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、園児が利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。
コメント	<p>■取組状況 室内には温湿度計や二酸化炭素濃度測定器が設置され、冷房機等で温度を調整し定期的に換気している。熱中症アラートのイラスト表示や指数計に留意し、きめ細かな水分補給を行っている。室内では玩具や教材が園児が選択しやすいよう配置され、園庭には季節を感じられる植物が植えられている。クラスの絵本棚の側にはゴザを敷き、テラスの木陰や遊戯室の絵本棚など、様々な遊びの環境を工夫している。職員は月1回、施設・遊具の安全点検を行っている。毎年、県委託の薬剤師によるダニ駆除、水質・照度検査を小学校施設と合同で実施している。食事は各教室でとり、午睡が必要な園児にはゴザを使用し、室温や照明に配慮しカーテンで区切るなど、落ち着ける環境を整えている。トイレは清潔に整備されている。</p> <p>■改善課題 トイレにおいては老朽化している上、園児に対する数が少ないのは課題である。職員は衛生的に工夫し安全に使用しているが将来的には改善が期待される。</p>		

項 目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児の発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 園児が安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない園児の気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 園児の欲求を受けとめ、園児の気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 園児に分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>園は、一人ひとりの園児の心情に配慮した教育・保育の実施を目的に、入園前や引き継ぎから園児の生活習慣、遊び、困り感などを把握し、担任間で共有している。複数担任制を活かし、園児の発達や個性に応じた職員配置と関わりを可能にしている。職員は園児の気持ちを代弁し、興味に応じた遊具・教材を用意し、一人ひとりの思いに寄り添う応答的な関わりを大切にしている。職員全員が分かりやすく穏やかな言葉づかいを心がけている。園庭や教室の環境は、発達や季節に応じ、園児が選択できる工夫を凝らし、園児の思いを汲み取り実現できる場としている。全クラスで活動計画や記録を職員間で共有し、園児の気持ちを受容し見守ることで、安心して自分らしさを発揮できるよう支援している。トイレはクラス外にあり、園児は各自のタイミングで使用し混雑はない。保育教諭が常に側につかなくても、困り感がある際は別の保育教諭が対応できる体制である。職員は、せかす言葉や制止する言葉を不必要に用いないよう常に注意し、年1回の人権擁護のためのセルフチェックリストで振り返りを行っている。「やってみたいと思える環境・教材の工夫と気持ちを受けとめる言葉かけ」により、園児が安心して豊かに過ごせるよう関わっている。</p>		

項目			評価結果
50	A⑤	③ 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
	b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	一人ひとりの園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、園児が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの園児の主体性を尊重している。
	○	4	一人ひとりの園児の状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、園児が理解できるように働きかけている。
コメント		<p>■取組状況 基本的な生活習慣の年間指導計画では、「挨拶、食事、排泄、休息、清潔、衣服の着脱」ごとに内容と指導上の留意点を定めている。学級経営案では、5歳児・4歳児とも、一人ひとりの発達や経験を理解し、繰り返し丁寧な援助を行うことを方針としている。入園前の面接に基づき、園児個々の発達に合わせた支援を実施している。週の指導計画の「健康・安全」の項目にも、生活習慣習得のための取り組みを記載している。食事や排泄の促しは個人差を考慮し、園児の主体性を尊重している。トイレの使い方や手洗いについては、正しい方法が身につくよう表示や写真を掲示している。活動内容に応じて休息が取れるように配慮している。職員全員が自己評価において「園児が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている」と回答しており、主体性を大切に支援を徹底している。</p> <p>■改善課題 基本的な生活習慣の指導計画一覧表は、4歳児・5歳児別の年齢に応じた記載が期待される。</p>	

項 目			評価結果
51	A⑥	④ 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
	b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
	c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児が自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
	○	2 園児が自発性を発揮できるよう援助している。	
	○	3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
	○	4 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
	○	5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
	○	6 園児たちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
	○	7 園児が一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
	○	8 園児が様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>園庭や教室では指導計画に基づき、季節や月ごとに複数のコーナー遊びの環境を整えている。当日は熱中症予防のため室内で過ごし、園児は粘土やままごとなど好きな遊びを楽しんでいる。涼しい時間帯にはテラスで色水遊びを行い、絵具のように発展させる姿も見られた。遊具や教材等の環境は、園児の発達や季節に応じ、主体的に活動を選択できるよう工夫している。季節の野菜栽培と家庭での調理を通して、野菜への興味を促している。担任は、帰りの会等で友だちとの関わりや一日の振り返りを行い、園児が自身の言葉で表現し、相手の気持ちに気づくような支援をしている。帰りの会では、季節の歌や手遊び、ダンスなどに取り組んでいる。</p>		

項 目

評価
結果

52	A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
判断基準				
		a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n	わからない、判断できない。	
着眼点				
		1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		3	園児の表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
		4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
注意点 教育・保育要領		・要領第2章-第2節 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容p159 ・要領第2章-第5節-1-(1) 乳児期の園児の保育に関する配慮事項p302		
コメント		■取組状況 ■改善課題		
53	A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
判断基準				
		a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n	わからない、判断できない。	
着眼点				
		1	一人ひとりの園児の状況に応じ、園児が自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		3	園児が安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		4	園児の自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
		5	保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
		6	様々な年齢の園児や、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
		7	一人ひとりの園児の状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
注意点 教育・保育要領		・要領第2章-第3節 満1歳以上3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容p180 ・要領第2章-第5節-1-(2) 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項p305		
コメント		■取組状況 ■改善課題		

項目			評価結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○ 2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○ 3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの園児の個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○ 4	園児の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>【3歳児】</p> <p>【4歳児】入園当初から集団経験の有無や個人差を把握し、一人ひとりが安定して自己発揮できるよう配慮している。担任は園児の行動を受け入れ、不安軽減に努め、丁寧に話を聞き、個別に関わる時間を確保して信頼関係を構築している。一日を通して好きな遊びができるよう複数のコーナーを作り、遊びの継続を工夫している。ブロック遊びでは作品を飾るコーナーを設け、遊びの継続と友だちとの交流を促している。これにより、会話や協同が増え、思いを言葉にする機会が増えている。保育教諭は、園児が友だちとともに楽しく遊びに取り組める環境を日々整えている。</p> <p>【5歳児】担任は園児の行動を受け入れ、個別の関わりで信頼関係を構築している。進級児の継続的な遊びや新入児の好みに合わせ、複数の遊びコーナーを用意している。保育教諭は、園児が自分の力を発揮し、友だちと楽しめる環境を整え関わっている。5歳児クラスでは、「祭り」開催のアイデアが生まれ、クラスが協同して準備し、他クラスを招待する活動に発展した。気持ちを伝えにくい園児には、担任と一緒に遊び、友だちの遊びへの気づきを支援している。花を使った色水遊びから遊びが深まり、意見交換を経て絵を描く活動などに発展する姿が見られる。</p> <p>園児の成長やクラスで共同して取り組んでいる内容をクラスだよりや保育参観、運動会や生活発表会等で、保護者に伝えている。公開保育や小学校の連携を通して、地域の保育施設や就学先の小学校の職員と意見交換し、園児の様子を伝えている。</p> <p>* 着眼点1については3歳児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>		

項目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	○	2 障害のある園児の状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	○	3 計画に基づき、園児の特性に応じた指導・援助を行っている。	
	○	4 園児同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	○	7 保育教諭等は、障害のある園児の教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
	○	8 他の保護者に、障害のある園児の教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 室内はスロープ設置等で段差を解消している。特別支援教育経営方針に基づき、園内特別支援委員会を設置し、実態把握、ケース会議、保護者・関係機関連携、担任支援、研修を実施している。教頭が特別支援コーディネーターを務め、担任に加え特別支援教育ヘルパーを配置している。担任は個別の教育支援計画を作成し、保護者の同意を得て、園児の特性に応じた生活習慣や遊び、友達との関わりを援助している。ヘルパーは支援内容を記録し、担任、教頭、園長が共有・確認している。園内支援委員会を月1回開催し、支援状況やモニタリング結果を共有している。週案会議でも支援の情報共有を行っている。保護者や関係機関を含めたモニタリング会議も定期的に開催し、連携を図り、園児が安心して過ごせるよう配慮している。那覇市こども発達支援センターと連携し、巡回指導相談を受け、計画策定や支援に関するアドバイスを得ている。職員は市の研修を受講し専門性を高めている。送迎時や面談等で保護者からの相談に対応し、重要事項説明書で他の保護者へ特別支援教育について周知している。支援児だけでなく、発達や困り感のある園児についても職員間で連携し、関係機関への接続支援を行っている。</p> <p>■改善課題 クラスの指導計画に支援児の姿や友だちとの関わりについてのさらなる記載を期待したい。</p>		

項 目			評価結果	
56	A①	㊸	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		
	b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、園児主体の計画性をもった取組となっている。	
	○	2	在園時間の長い園児が安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも園児が楽しく過ごせるよう配慮している。	
	○	4	年齢の異なる園児が一緒に過ごすことに配慮している。	
	○	5	園児の在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○	6	在園時間の長い園児に配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	○	7	園児の状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	○	8	担当の保育教諭等と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	○	9	1号認定園児の長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
コメント	<p>■取組状況 在園時間の異なる園児のため、職員は時差勤務を行い、17時以降と土曜日は異年齢での保育を実施している。一時預かり保育や延長保育の実施計画を作成し、利用可能な時間帯を定めている。延長保育のおやつは、アレルギー児も摂取可能な市販の菓子を用意している。夕方や土曜日の延長時間は、園児と話し合い、楽しく過ごせるよう配慮している。長期休みの1号認定児に対し、休暇後の不安軽減のため絵本の貸し出しを呼びかけ、2号認定児の活動を見る機会を設けている。また、長期休暇前と同じ遊びの環境を整え、休暇後も安心して過ごせるようにしている。4歳児は様子に応じて昼寝を行っている。登園の早い園児や延長保育利用児の情報は引継ぎ簿で担任や保護者と共有している。長期休暇前には、生活リズムの大切さを親子に伝え、「生活点検カード」を活用し、規則正しい生活を送れるよう支援している。</p> <p>■改善課題 指導計画に長時間保育に対する配慮等の記載を期待したい。</p>			

項 目			評価結果	
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
		b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
		c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
		○	2	園児が、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
		○	3	保護者が、小学校以降の園児の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
		○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
		○	5	施設長の責任のもとに関係する保育教諭等が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>小学校との接続は全体的な計画に位置付けられ、「保幼小連携年間計画」に基づき、園児と児童の交流、学校行事への参加、保育教諭と小学校教諭の連携など、様々な取り組みを実施している。具体的には、小学校への期待を高めるため1年生との交流を行っている。「保・幼・こ・小連絡協議会」に参加し、「那覇市立那覇小学校架け橋期のカリキュラム」作成やスタートカリキュラムの確認、課題共有を行っている。保護者に対しては、就学に向け入園当初より基本的な生活習慣の自立を促す情報を発信し、個人面談を通して支援している。園長は、「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」に基づき幼保連携型認定こども園児指導要録を作成し、各小学校へ送付している。</p>		

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 園児の健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	園児の健康管理を適切に行っている。	
	b	園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	園児の健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児の健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握している。	
	○	2 園児の体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○	3 園児の保健に関する計画を作成している。	
	○	4 一人ひとりの園児の健康状態に関する情報を、保育教諭等に周知・共有している。	
	○	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から園児の健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○	6 保護者に対し、園の園児の健康に関する方針や取組を伝えている。	
	△	7 保育教諭等に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント	<p>■取組状況 年間保健計画を作成し、健診日程や活動報告などを記載している。子どもの健康管理マニュアルが整備され、職員室には事故対応フローチャートを掲示している。感染症状況は登降園用タブレット近くに掲示し、保護者に周知している。日々の健康管理は、登園時の観察と保護者からの情報収集で行っている。那覇市からの保健だよりで感染症や熱中症予防の注意喚起を行っている。保健計画には熱中症予防として水分補給・休息・戸外遊びの対策を追記し、暑さ指数が28を超えると屋内活動に切り替えるなど、健康管理に努めている。職員間での共有・討議が必要な場合は週案会議で行っている。けがや体調不良時にはマニュアルに基づき対応し、小学校養護教諭の協力を得ることもある。既往歴や健康情報は年度初めの問診票で把握し、随時記録・共有している。健康に関する方針や取組みは、「しおり」や「重要事項説明書」、各種だよりで保護者に伝えている。 * 着眼点7については乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p> <p>■改善課題 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供を期待したい。</p>		

項目			評価結果
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○ 3	家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>■取組状況 健康診断は保健計画に基づき、内科、歯科、尿検査を年2回、蛭虫、視力検査を年1回実施している。結果はパソコンで把握している。内科健診では問診票を依頼し、結果を保護者に伝えている。要受診・治療の園児には個別に受診を促し、結果を確認している。保健計画の目標に基づき、昼食後に歯みがきを実施し、希望者にはフッ素洗口を行っている。歯科検診後には虫歯ゼロ・治療済の園児を表彰し、歯みがきや治療の大切さを伝えている。園児の健康への関心を促すため、手洗いや虫歯の絵本の読み聞かせ、ポスター掲示などの工夫をしている。保護者には那覇市や園からの保健だより等で子どもの健康について意識づけを行っている。</p> <p>■改善課題 健診や検査結果を集計・分析し、その結果を次年度の保健計画へ反映する事に期待したい。</p>	
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	アレルギー疾患のある園児に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ 2	慢性疾患等のある園児に対して、医師の指示のもと、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ 3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○ 4	食事の提供等において、他の園児たちとの相違に配慮している。	
	○ 5	保育教諭等は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○ 6	他の園児や保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 アレルギー疾患等への対応については、主管課作成の「アレルギー疾患生活管理指導票」と「食物アレルギー対応マニュアル」に基づいている。入園時にアレルギーや慢性疾患の有無を確認し、アレルギー疾患を持つ園児には医師の指導管理票を提出させている。慢性疾患等への特別な配慮は、アセスメント後、保護者、医師、園長、担任で対応を確認し、緊急時に備えている。昨年度の事例では、アレルギー食献立表に基づき、代替食や除去食で対応した。配膳時は確認票で職員がサインし、食器の色を変え、職員の近くに席を設けるなどの配慮を行った。緊急対応として、エピペンの使用方法に関する園外研修を受講し、園内研修で全職員が共通理解している。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。
	○	2	園児が楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
	○	3	園児の発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
	○	4	食器の材質や形などに配慮している。
	○	5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
	○	6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
	○	7	園児が、食について関心を深めるための取組を行っている。
	○	8	園児の食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>食育年間計画及び給食指導計画を作成し、全体的な計画に食育を位置付けて取り組んでいる。給食は市の給食センターから配食され、献立表は栄養素別に区分し、写真とともに事務所前に掲示している。クラスでは、友だちと向き合い会話を楽しみながら食事をしている。4歳児は園児が食べたい量を選べる配膳を行い、5歳児は自分で量を決めて配膳し、完食の喜びを経験できるようにしている。食べ方の個人差を考慮し、無理強いせず園児のペースを尊重している。食器はメラミン樹脂製で、献立に応じて準備している。4歳児は職員が配膳しトレーで運び、5歳児は各自で配膳する。園児の主体性に配慮し、配膳できた園児から個別に挨拶をして食事を始めている。苦手な食材は無理強いせず励ます声かけをしている。食育年間計画に基づき栽培活動を行い、収穫した野菜を家庭と連携して活用することで、野菜への興味を促している。少食や偏食の園児に対しては、個人面談などで保護者と連携し対応している。主管課発行の給食だよりや献立表を保護者に発信している。</p>		

項 目			評価結果
62	A⑰	② 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準	a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 一人ひとりの園児の発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2 園児の食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちの話を聞いたりする機会を設けている。	
		7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント		<p>■取組状況 食事は市の給食センターからの配食である。園は毎月、給食会議の結果を栄養士に報告している。園の給食会議では、園長の検食結果に基づき、クラスごとの献立要望や偏食・少食園児への対応を共有している。定期的に主管課、給食センター栄養士、調理員、公立園長と会議を開催し、情報交換と対応を検討している。担任は、入園前や進級時に園児の食事に関する情報を把握し対応している。献立は行事食やアレルギー食に配慮し、季節感を大切にしている。 着眼点7は、給食センターからの外部搬入のため、評価対象外である。</p> <p>■改善課題 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちの話を聞いたりする機会を設けることが望まれる。</p>	

項 目

評価
結果

A-3 子育て支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

63	A⑱	①	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準				
		a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
		b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
		c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
着 眼 点				
		○	1 連絡帳等による日常的なコミュニケーション・情報交換により、家庭との連携を行っている。	
		○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
		○	3 様々な機会を活用して、保護者と園児の成長を共有できるよう支援をしている。	
		○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
		○	5 子育てについては、保護者の意思を尊重している。	
		○	6 個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
		○	7 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
		○	8 相談内容を適切に記録している。	
		○	9 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>保護者との連絡や情報共有に配信システムを活用している。入園説明会ではおしおりで教育・保育方針や連携事項を周知し、学級開き、保育参観、園だより、ドキュメンテーションで園児の成長を共有している。日々の対応は保育日誌に記録し、年2回の個人面談では家庭状況や情報交換の内容を記録している。登降園時の会話や表情から保護者の困り感を読み取り、担任、園長、教頭で共有し対応している。相談内容は園長・教頭とも共有し、必要に応じて関係機関と連携し支援している。生活カードを活用し基本的な生活習慣の確立を支援している。個人面談は保護者の事情に合わせて日程を調整し、参加しやすいよう努めている。保護者アンケートでは、「職員と信頼関係がある」との回答が93%、「困った時に対応してくれる」が96%であり、保護者との信頼関係が構築されている。</p>		

		項 目		評価結果
A-3-(2)地域の子育て家庭への支援				
64	A⑱	①	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
判断基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。		
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。		
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	地域の子育てに関する場所や、情報の提供がされている。	
	○	2	地域の子育て家庭の保護者等からの相談に応じる体制があり、取組を行っている。	
		3	認定こども園の特性を生かした子育て家庭への支援を行っている。	
		4	相談内容を適切に記録している。	
		5	相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
		6	地域の人々との連携により子育て家庭への支援を行っている。	
		7	地域の家庭をめぐる課題については、知識や技術を有する関係機関につないで連携している。	
	コメント	<p>■取組状況 全体的な計画に子育て支援について園庭の開放を記載し実施している。園入口の掲示板に那覇市の子育て応援dayを掲示して、子育てに関する様々な相談機関等の情報を提供している。</p> <p>■改善課題 地域の子育て支援として園庭開放を実施しているが、利用者が少ないため、広報の工夫が望まれる。地域の子育て相談を全体的な計画に追記し、園内体制を整備、広報し、相談内容を記録することが望まれる。子育て講演などを開催し参加を促すなど、こども園の特性を生かした支援を行うことが望まれる。地域住民や関係機関と連携し、家庭の課題への支援に取り組むことが望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
65	A⑳	㉔	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a		家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
	b		家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c		家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	n		わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、園児の心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる園児の状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7	マニュアルにもとづく保育教諭等研修を実施している。	
コメント			<p>■取組状況</p> <p>登園時に園児の状態や保護者とのやり取りを観察し、不適切な兆候を見逃さないよう対応している。保護者から子育ての困り事を聴き取り、不適切な養育の疑いがあれば園長・教頭に報告し、職員会議で共有している。経済的困窮にはフードバンク等の利用を勧めている。園児の早期発見のためチェックリストを作成し、職員の理解を図っている。ヤングケアラーやネグレクトの恐れがあるケースには、小学校や児童相談所等の関係機関と連携している。不適切な保育の対応マニュアルを整備し、園内研修で職員に周知している。</p>	

項 目			評価結果
A-3-(3)園児への不適切な関わりの防止等			
66	A②	① 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない	
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
	○	2	不適切な関わりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
	○	3	会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。
	○	4	不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。
	○	5	不適切な関わり等の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。
	○	6	不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。
コメント	<p>■取組状況 不適切な関わりの防止について、年度初めに職員へ説明し、日々の対応状況や人権擁護セルフチェックシートで職員体制の適正化を図っている。不適切な関わりが確認された場合は、「那覇市職員の懲戒に関する条例及び懲戒に関する指針」に基づき厳正に処分する仕組みがある。事例を示し、不適切な関わりを職員に徹底している。週案会議や職員会議等で不適切な関わりがないか確認している。園児には絵本で言葉づかいを伝え、自分の身体や気持ちを大切にしよう支援している。届出・通告者が不利益を受けないよう「那覇市職員などの公益通報に関する要綱」が整備され、職員会議で周知されている。</p> <p>■改善課題 「人権擁護のためのセルフチェック」後の検証や不適切な関わり防止について、先生の間違いについても園児から伝えることができることを周知するなど、今後とも不適切な関わりの早期発見と防止の取組に期待したい。</p>		